

又をかたといひ女房内義などやうの詞は、通稱にして記にいとまあらず、

〔寒川入道筆記〕落書附誹諧之事

一中むかしのことかとよ、都に公事聞の奉行あり、一段と正路に批判せられたと、しかしながら

女中方より耳へ入ることは皆理になるときに、

かみさまの御前で公事がすむならばまゝのやうなる批判なるべし、とかく女房にはたか

きもいやしきも心がとらるゝと、

一多賀豊後に所司代仰付られ候時に、女じやものに談合仕り御返事申上うといふた、尤じや、こ

の女じやものに談合申すといふに説々おほしといへども、たゞ女公事取次など究めてと思

ひ、右のごとく申上た事じや、略下

〔松屋筆記十二〕母妻女と書例

父にしたがふ時は某女と書き、夫に適時は某妻と書く、或北方とも室とも簾中とも御臺所とも

その人の位によりて分るべし、夫におかれて子にしたがふ時は、某母と書也、右大將道綱母など

のごとし、これ婦人三従の義によれる稱也、

〔皇都午睡 三編上〕上方にて買て來るを、江戸にては買て來る、略中 お家様をお上様、略中 御寮人を

御新造、

〔相州兵亂記四〕公方御他界之事、附御臺所御歌ノ事

永祿三年ノ暮ニ氏康御隱居アリ、號萬松軒、略中 姫君六人オハシマス、何レモ器用ノ君達ナリ、其

六人ト申スハ高林院殿、マイ田殿、吉良殿ノ御前、常陸殿内室、殿是ナリ氏真ノ御前、早川殿武田

勝頼ノ御前、是ハ甲州ニ等也、テ御生害

○按ズルニ、爰ニ御前ト云ヒ、或ハ内室ト云フハ、其夫ノ地位ニヨリテ、其稱ヲ異ニセシモノナ